

新興国等における脱炭素化・エネルギー転換に資する 事業委託費

令和5年度概算要求額

8.0 億円 (9.0 億円)

資源エネルギー庁省エネルギー部・新エネルギー部

政策課 国際室

事業の内容

事業目的

本事業は、新興国等において、省エネルギー・再生可能エネルギー等の関連法制度の導入による事業環境整備や政策対話等を通じたニーズ把握等を行うことにより、我が国の関連技術の普及・展開を促進するとともに、各国の脱炭素化・エネルギー転換に貢献することを目的とします。経済成長やエネルギー需要の増加が見込まれる新興国等における脱炭素化の取組は、世界のカーボンニュートラルに向けた鍵となるとともに、世界的なCO₂排出削減及びエネルギー需給ひつ迫の緩和、並びに我が国のエネルギー安全保障にも貢献することとなります。

事業概要

新興国等の脱炭素化・エネルギー転換に貢献するため、以下の取組を行います。

(1) 新興国等を対象とした人材育成（専門家派遣、受入研修）、政策対話

我が国の専門家の対象国政府関係機関への派遣や、対象国政府関係者等を我が国の先進技術等を有する企業等において受入研修を実施します。また、対象国政府機関等との政策対話を実施します。

(2) 二国間（バイ）・多国間（マルチ）枠組の活動への参加を通じた情報収集・分析

様々な国際会議等への参加を通じ、各国の最新の動向や取組に関する情報収集・分析を行うことで、我が国のエネルギー政策への反映等を粉います。

(3) アジア等における具体案件形成に向けた調査分析、情報発信、ワークショップ開催、官民ミッション派遣 等

各国の省エネルギー・再生可能エネルギー関連の取組等の調査・分析や、ワークショップの開催を通じた情報発信・ビジネスマッチング等を通じ、脱炭素化・

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 相手国政府による省エネ・新エネ・脱炭素環境整備を支援
(受け入れ研修、専門家派遣、政策対話等の実施)



⇒諸外国の制度形成支援による制度環境整備を図ると共に、これを通じて、相手国のニーズ把握や政府間のネットワーク構築を図る。

成果目標

日本への研修生受入れや専門家派遣などを通じ、ASEAN10か国全てにおいて省エネルギー・新エネルギー等の関連法制度が導入されることを目指します。